

平成 28 年 1 月 28 日

関係者各位

大阪府行政書士会
会長 高尾 明仁

当会会員の逮捕に関する会長声明

平成 28 年 1 月 27 日、当会会員が司法書士法違反の容疑により逮捕されました。

今回の事件の概要は、当該会員が、中国人に長期の在留資格を得させるため、実体のない会社設立の登記手続きをしたというものであります。

行政書士は、市民の皆様のご信頼に応えるべく、誠実に業務を遂行する重責を担っているところですが、当該会員の行為は、その信頼を著しく損ねる行為であり、当会においても重く受け止めております。

また、関係者並びに市民の皆様にご迷惑やご心配をおかけしましたことに対し、当該会員の所属する行政書士会として、大変申し訳なく深くお詫びを申し上げます。

行政書士には高度な職業倫理に基づき、公正かつ誠実な職務遂行が求められています。このため、倫理研修が既に義務化されており、当会においても、会員の高度な職業倫理の確立のための努力を継続しているところです。

また、出入国管理及び難民認定法施行規則に基づいて業務を行う届出済行政書士（いわゆる『申請取次行政書士』）に対しては、日本行政書士会連合会及び当会はそれぞれ申請取次行政書士管理委員会を設置し、法令順守の徹底を指導してきたところですが、結果的にその指導が不十分ということになってしまいました。

当会としては、本件につき事実関係を調査し、本件の全容解明に努めるとともに、会員の逮捕という事実を重く受け止め、ここにいたった経緯を深く反省し、今後は再発防止のため、会員の倫理指導のあり方を見直し、改善の努力を重ねることで、会としての社会的責任を果たしてまいりたいと考えております。

何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。